

参議院改革協議会

協議員一覧（14名）

座 長	吉田 博美（自民）	羽田 雄一郎（民進）	松沢 成文（希党）
	石井 準一（自民）	西田 実仁（公明）	薬師寺みちよ（無ク）
	岡田 直樹（自民）	井上 哲士（共産）	糸数 慶子（沖縄）
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	藤末 健三（国声）
	小川 勝也（民進）	青木 愛（希会）	

（29. 11. 9 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（13名）

委員長	岡田 直樹（自民）	西田 実仁（公明）	薬師寺みちよ（無ク）
	石井 準一（自民）	井上 哲士（共産）	糸数 慶子（沖縄）
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	藤末 健三（国声）
	足立 信也（民進）	又市 征治（希会）	
	牧山 ひろえ（民進）	行田 邦子（希党）	

（29. 11. 9 現在）

（１）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（吉田博美座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第193回国会の平成29年2月10日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度改革について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第194回国会閉会後及び第195回国会において、本協議会は3回の調査検討を行った。

まず、10月6日の協議会（第8回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、参考人南島和久君（新潟大学教授）から意見を聴取した後、質疑を行った。次いで、今後の進め方について協議を行い、これまで聴取した関係機関の説明、参考人の意見及び各協議員の意見を踏まえ、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について、各会派において意見を取りまとめることとなった。

11月9日の協議会（第9回）では、選挙制度に関する専門委員会の委員の追加につ

いて決定した。

12月8日の協議会（第10回）では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について意見交換を行った後、共通理解が得られた今後の方策、進むべき方向性について中間取りまとめを行うこととなり、座長から中間取りまとめ案が提示された。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第194回国会閉会後、本専門委員会（岡田直樹専門委員長）は1回の調査検討を行った。

10月6日の専門委員会（第7回）では、事務局から平成28年参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要について説明を聴取した後、協議を行った。

また、第195回国会において、本専門委員会は4回の調査検討を行った。

11月9日の専門委員会（第8回）では、今後の進め方について協議を行った。

11月17日の専門委員会（第9回）では、参議院選挙制度改革に対する考え方につい

て意見の交換を行った後、今後の進め方について協議を行った。

12月1日の専門委員会（第10回）では、参議院選挙制度改革のうち、一票の較差について協議を行った後、今後の進め方に

ついて協議を行った。

12月8日の専門委員会（第11回）では、参議院選挙制度改革のうち、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方について協議を行った。

（２）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○平成29年10月6日（金）（第8回）

- 行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について新潟大学教授南島和久君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

○平成29年11月9日（木）（第9回）

一、選挙制度に関する専門委員会の構成について協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成29年12月8日（金）（第10回）

- 行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○平成29年10月6日（金）（第7回）

- 平成28年参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要について事務局から説明を聴取した後、

協議を行った。

○平成29年11月9日（木）（第8回）

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年11月17日（金）（第9回）

- 参議院選挙制度改革に対する考え方について意見の交換を行った。
- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年12月1日（金）（第10回）

- 参議院選挙制度改革のうち、一票の較差について協議を行った。
- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年12月8日（金）（第11回）

- 参議院選挙制度改革のうち、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方について協議を行った。

（３）参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する

次の事項とする。

- ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
 - (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
 - (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
 - (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
 - (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
 - (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。